

# 宇城地域における体験型観光パンフレット制作業務委託 企画コンペ実施要領

## 1 委託業務名

宇城地域における体験型観光パンフレット制作業務

## 2 事業概要

### (1) 目的

宇城地域は熊本市に近い県央に位置し、管内に国道、高速 IC、鉄道等の交通拠点が存在するとともに、空港にも比較的近いという観光誘客についての地理的優位性を持つ。

しかしながら、観光客からは、「天草への通過点」としてとらえられがちであり、観光客の地域での滞在時間を延ばすことが大きな課題となっている。

そこで今回、観光客がその地域ならではの文化や自然、食等を直接体験することで、より深くその土地を理解し、その土地にしかない魅力を楽しむことができる体験型観光に着目し、宇城地域における体験型観光を紹介するパンフレット（日本語版）及びリーフレット（繁体字版）を作成することで、「通過点ではなく1日かけて観光を楽しむことができる周遊エリアとしての宇城地域」としての認知度を向上させ、国内外からの誘客に繋げ、交流人口の拡大を図る。

### (2) 委託内容

受託者は、別紙「宇城地域における体験型観光パンフレット制作業務基本仕様書」（以下「基本仕様書」という。）に記載する業務を行う。

※基本仕様書は、業務委託に係る最低限の仕様を示したものであり、契約時には別途「仕様書」を作成するものであることに留意すること。

### (3) 委託期間

契約締結の日から令和8年（2026年）2月27日まで

### (4) 委託限度額

1, 600千円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定することとなるため、上記金額と必ずしも一致しない。

## 3 スケジュール

令和7年8月12日（火） 質問提出締め切り（正午必着）

令和7年8月21日（木） エントリーシート締め切り（正午必着）

令和7年8月28日（木） 企画提案書等締め切り（正午必着）

令和7年9月 1日（月） 審査会（書面審査）

審査会後、速やかに 結果通知

事業者への決定通知後、速やかに 契約内容協議・契約締結

## 4 参加資格の要件

次に掲げる条件を全て満たす者であること。

- (1) 令和7年度（2025年度）物品・業務委託競争入札参加資格者名簿の業種「広報・広告業務」に登載されていること。
- (2) 熊本県内に事業所・営業所等を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定による再生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による再生手続開始の申立をされた者。
  - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定による更生手続開始の申立をした者又は同条第2項の規定による更生手続開始の申立をされた者。
  - ウ 国又は地方公共団体による指名停止処分を受けている者。
- (5) エントリー及び企画提案書提出の時点において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領（平成14年熊本県告示第811号）第2条第1項の規定による指名停止期間中でないこと。
- (6) 消費税及び地方消費税並びに都道府県税において未納がない者であること。
- (7) 宗教活動や政治活動を活動目的としていないこと。
- (8) 当該法人の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でなく、かつ、次のイ及びウに掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - エ 当該法人若しくは第三者の不当な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

## 5 委託事業者の選定及び委託契約の方法

- (1) 委託事業者の選定にあたっては、企画提案書を公募のうえ、別途設置する審査会により審査する。なお、公募の方法は、熊本県ホームページへの掲載とする。
- (2) 事業の委託を希望する者は、本実施要領により応募事業者エントリー（企画コンペエントリーシート）の提出をし、企画提案書等を提出する。
- (3) 県は審査会で企画提案書等の内容を審査し、最も優れた提案を行った者を委託候補者として選定する。
- (4) 県は最も優れた提案を行った者との間で最終的な契約条件を協議し、双方合意の上で契約を行う。なお、契約条件が合意に至らなかった場合は、次点者と契約締結について協議を行う。
- (5) この選考により決定する委託事業者との契約は、地方自治法施行令第167条の2第1

項第2号及び県会計規則第95条第1項第1号の規定に該当するため随意契約とする。

## 6 質問と回答

- (1) 本企画コンペの実施内容について、質問がある場合、受付期間は令和7年(2025年)8月12日(火)正午までとし、質問書(別紙様式1)を電子メールで本文書末尾の提出先に送付すること。
- (2) 質問に対する回答は、電子メールで行う。なお、回答内容は、必要に応じて熊本県のホームページに掲載するとともに、参加者全員に知らせる場合がある。

## 7 参加申込み

- (1) 提出物 各1部
  - ア 企画コンペエントリーシート(別紙様式2)
  - イ 誓約書(別紙様式3)
  - ウ 会社概要  
会社概要のわかるパンフレット等を添付すること
- (2) 提出期限  
令和7年(2025年)8月21日(木)正午まで  
郵送または持参とし、郵送の場合は期限内に必着すること。
- (3) 提出先  
本文書末尾の提出先に提出すること。

## 8 企画提案書の提出について

- (1) 提出物
  - ア 企画提案書(様式自由)  
A4左綴り、片面印刷とし、ページ番号を振ること。  
また、以下の①～③の項目について、制作するパンフレットを具体的にイメージできるよう、画像・イラスト等を用いてできる限り具体的に示すこと。
    - ① パンフレット制作
      - ・パンフレット表紙のデザインのラフ案
      - ・パンフレット紙面のイメージ案
      - ・掲載された宇城地域の体験型観光スポットを訪れたくなるような紙面の工夫
      - ・周遊モデルコース案(1コース)
      - ・印刷仕様(サイズ、ページ数、製本方法)
    - ② 実施体制、スケジュール、事業実績
      - ・本事業を実施する場合の段取りが概観できるスケジュール
      - ・実施体制図(社外等のスタッフと連携して対応する場合はそれらのスタッフについても記載)
      - ・これまでの類似事業の実績(パンフレット制作に関する実績について、事業実施年度、事業名、委託者(発注者)等を記載すること)

③ 参考見積書

- ・経費の概要及び内訳を詳細に記載すること

イ 事業者の取組に関する申出書（別紙様式４）

必要な書類を添付すること。

（２）提出部数

ア 企画提案書

４部（うち正本１部）

副本には応募者が特定できるような社名・デザイン・記述はしないこと。

イ 事業者の取組に関する申出書

１部

（３）提出期限

令和７年（２０２５年）８月２８日（木）正午まで

郵送または持参とし、郵送の場合は期限内に必着すること。

（４）提出先

本文書末尾の提出先に提出すること。

## ９ 審査

別途設置する審査会により、提出された企画提案書等の内容を次の基準により厳正に審査し、委託候補者を決定する。

（１）審査基準（計１００点）

| 審査項目及び審査の視点  |                                             |                                                | 配点 |
|--------------|---------------------------------------------|------------------------------------------------|----|
| 企画内容・<br>企画力 | 基本事項                                        | ・ 業務内容について趣旨を理解し、実施要項に沿った提案となっているか。            | 20 |
|              |                                             | ・ 業務の目的を達するために、効果的な業務の流れ・無理のないスケジュールとなっているか。   |    |
|              | 創意工夫                                        | ・ 宇城地域の魅力が効果的に伝わるようなデザイン案となっているか。              | 45 |
|              |                                             | ・ 手に取ってもらいやすいデザインとなっているか。                      |    |
|              |                                             | ・ 企画コンセプトに沿った紙面構成、デザインとなっているか。（ジャンル分けやイラスト使用等） |    |
|              |                                             | ・ 体験型観光スポットの魅力が伝わり、実際に訪れたくなるような工夫や仕掛けがあるか。     |    |
|              | ・ 1日かけての周遊が見込める魅力的なモデルコースが提案されているか。         |                                                |    |
| 積算           | ・ 企画内容に対し、見積価格は妥当か。また、見積書には経費内訳が適切に示されているか。 | 10                                             |    |
| 業務遂行能力       |                                             | ・ 本業務を確実に運営・遂行する実施体制を有しているか。                   | 20 |
|              |                                             | ・ 本業務と類似の契約実績がどの程度あるか。                         |    |

|                   |                                                                                                            |     |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----|
| 事業者の取組<br>(公告日現在) | ①熊本県ブライト企業の認定を受けている                                                                                        | 1   |
|                   | ②障害者支援施設等からの物品及び役務の調達実績<br>(当該年度又は前年度)がある                                                                  | 1   |
|                   | ③事業活動温暖化対策計画書制度の対象事業者(義務及び任意)、エコアクション21、RE100、再エネ100宣言 RE Action のいずれかの認証等、または④森林吸収量認証書の交付実績(当該年度又は前年度)がある | 1   |
|                   | ⑤熊本県SDGs登録制度に登録している                                                                                        | 1   |
|                   | ⑥パートナーシップ構築宣言に登録している                                                                                       | 1   |
|                   | 合計                                                                                                         | 100 |

## (2) 審査方法

- ア 審査基準をもとに、各選考委員が採点を行い、順位付けを行う。
- イ 最も評点の高い者を委託候補者とする。評点が同数の場合は、選考委員の協議により決定する。
- ウ 企画を採用するうえで必要な最低点は、総得点の6割とする。
- エ 提案者が1者の場合においても、その者の得点が総得点の6割以上の得点の場合にその者を選定する。
- オ 審査の結果、全ての提案が最低基準(各委員の評点合計が総得点の6割)に満たなかった場合、業務委託候補者を選定せず、改めて企画コンペを実施する。
- カ 「事業者の取組」に係る評価の基準日は、公告日(令和7年8月5日)とする。

## 10 関係様式

- ・関係様式は、熊本県ホームページから入手すること。
- ・ホームページアドレス：<https://www.pref.kumamoto.jp/site/kenou/242684.html>

## 11 その他

- (1) 一度提出のあった書類については、原則として差替えを認めない。
- (2) 提出された提案書は、業務関係資料の保存のため返却しない。また、不採用となった提案者の企画は一切転用しない。
- (3) 提案書の作成、提出及び選定に要する一切の経費は提案者の負担とする。
- (4) 受託者の選定のため、提出された提案書の写しを作成し、使用することがある。
- (5) 提出された提案書は、熊本県情報公開条例(平成12年熊本県条例第65号)に基づき公開することがある。
- (6) 提案に際しては、業務委託先として採用されないこともある点に十分注意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- (7) 次の事項に該当する場合は、無効または失格となることがある。

- ア 関係書類の提出方法、提出先または提出期限が守られなかったとき。
  - イ 関係書類に記載すべき事項の全部または一部が記載されていないとき。
  - ウ 関係書類に記載すべき事項以外の内容が記載されているとき。
  - エ 申請に虚偽の内容が記載されているとき。
  - オ その他、審査を行うにあたって不適当と認められるとき。
- (8) 委託候補者が参加要件を満たしていない場合は、契約締結ができないので注意すること（この場合、次順位の者と契約交渉を行うものとする。）。
- (9) 委託候補者選定後に、業務内容を適切に反映した仕様書を作成するために、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。

## 1 2 問い合わせ及び提出先

熊本県県央広域本部宇城地域振興局 総務振興課 地域振興班 担当：森・徳永  
〒869-0532 熊本県宇城市松橋町久具400-1  
電話：0964-32-2113 FAX：0964-33-4335  
E-Mail：mori-k@pref.kumamoto.lg.jp